

令和3年10月29日 招集

10月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年10月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年10月29日（金）午後2時00分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員（19人）

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員 なし

5 出席農地利用最適化推進委員（13人）

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	5番 鈴木 隆
6番 青柳 一	7番 大滝 幸子	8番 尾張部 満
10番 高井 榮志英	12番 野澤 和吉	14番 本間 真由美
16番 赤川 勢一	17番 小林 克巳	24番 岡村 直樹
27番 長谷川 一利		

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第41号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第42号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加 議案第44号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

追加 議案第45号 潟東農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

報告事項 地区審査委員会における新規参入農業者の審査結果について

議案第43号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより10月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、農業委員は全員出席されており、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、13名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、7番、清水和子委員、8番、土田正志委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第41号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第42号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第44号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第41号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、説明します。 1号案件は、議案第42号、第1号案件と関連しますので、一緒に説明します。 潟東地区において、当初計画者は、申請地を駐車場敷地とする計画で、平成26年に転用許可を受け整備を行いました。その後、駐車場としての利用がなくなり、申請地を家庭菜園として使用しておりました。この度、事業承継者である東区の共同住宅にお住まいの当初計画者の子が、子供の成長や両親との今後の生活のことを考え、申請地を父から使用貸借により借り受け、個人住宅の建築及び庭、駐車場の整備を行い、親子3人で移り住む計画を立てたものです。本申請案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たし

	<p>ていることを確認しております。調査委員会に付託されている案件です。</p> <p>続きまして、議案第44号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、説明します。</p> <p>1号案件は、巻地区において、西区にお住まいの譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものです。本申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。</p>
11番（大島伸吾委員）	<p>それでは、去る26日、西蒲区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は8名で、調査委員長は、わたくし大島伸吾が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請1件、農地法第5条許可申請1件、でありました。</p> <p>申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書にあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	（意見・質問なし）
議長（農地部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>議案第41号、農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	（異議なし）
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、承認と決定します。</p> <p>続きまして、議案第42号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、採決します。提案のとおり許可することに異議はありませんか。</p>
	（異議なし）
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第44号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p>

	採決します。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。
(異議なし)	(異議なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告します。</p> <p>1号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものです。</p> <p>2号、3号は、いずれも、賃借人の規模縮小により合意解約を行うものです。</p> <p>4号は、賃貸人が、農地の売買を行うため合意解約を行うものです。</p> <p>5号、6号は、いずれも、賃借人が、離農のため合意解約を行うものです。</p> <p>7号は、賃借人が、規模縮小により残存小作地の合意解約を行うものです。</p> <p>8号は、賃借人が、規模縮小により合意解約を行うものです。</p> <p>9号は、賃借人が、規模縮小により残存小作地の合意解約を行うものです。</p> <p>10号、11号は、いずれも、農地所有適格法人であった賃借人が、事業停止により合意解約を行うものです。</p> <p>続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて9件の届出があり、受理しましたので報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、農地の転用事実に関する照会書について、報告します。</p> <p>1号、2号及び3号につきましては、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、いずれも非農地として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条転用届出に関する受理について、報告します。</p> <p>1号は、巻地区において、資材置場敷地として届け出があり、受理しましたので報告します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくをお願いします。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p>

	議長を吉田農政振興部会長と交代します。
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	それでは農政振興部会の所掌に関する議案について、議事を進めます。 議案審議の都合から、最初に報告事項、地区審査委員会における新規参入農業者の審査結果について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農政振興係長）	（説明）
議長（農政振興部会長）	続いて、巻地区審査委員会の結果について、巻地区審査委員長より報告をお願いします。
推進委員 6 番 （青柳一委員）	<p>去る 7 日、区役所 3 0 2 会議室で行われました、巻地区審査委員会の結果を報告いたします。出席委員は 9 名で、審査委員長は、地区代表委員である、私、青柳が務め、審査を行いました。農業参入計画書を基に、農業参入したいとする法人の申請者から内容を聴取いたしました。</p> <p>申請者は、巻地区において、撤退した法人の耕作地を引き継ぐ形の中で、経費の削減、高収益品目への転換、販売先の開拓などにより、売上の増加を図り、持続可能な農業経営を目指す形で、新たな法人を設立し、経営を開始するものであります。</p> <p>開始時の規模は約 3 3 8 a で、角田浜や竹野町などでの営農を予定しており、柿やいちじくの生産を行う計画となっています。</p> <p>法人の議決要件、役員要件など、農地所有適格法人としての要件をすべて満たしておりましたが、必ずしも万全の耕作条件とは言えない中で、内容的に地域に協力して作業を行うという誓約書や、地元農家組合長からの同意書の提出を条件に、農業参入することを認めることと決定いたしました。なお、誓約書や同意書については、既に提出済であることを申し添えます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農政振興部会長）	続いて、中之口地区審査委員会の結果について、中之口地区審査委員長より報告をお願いします。
1 8 番（吉田浩委員）	<p>去る 2 6 日、区役所 3 0 1 会議室で行われました、中之口地区審査委員会における審査結果を報告いたします。出席委員は 7 名で、審査委員長は、地区代表委員である、私、田邊が務め、審査を行いました。新規就農計画書を基に、農業参入の申請者及び帯同者から内容をお聞きしました。</p> <p>申請者は、開始時、中之口地区の潟浦新や上小吉において、約 3 5 a の農地を借り入れ、シャインマスカットを中心としたブドウの栽培を行っていききたいというものでした。</p> <p>農業経験という面から見ると、まだまだ浅い部分がありますが、県や J A などの関係機関と密接な関係が構築されており、適切に耕作をやっていただけると思われま</p>

	<p>また、資金計画や就農にあたっての地元からの同意状況も問題が無いようであったことから、農業参入することを認めることと決定いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局及び地区審査委員長からの報告が終わりました。</p> <p>何かご質問などはありますか。</p>
	<p>（質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご質問がありませんので、報告のとおり承認と決定します。</p> <p>続きまして、議案第43号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>議案第43号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、説明します。議案第43号は、（2-1：一般案件）と（2-2：農地中間管理事業関連）の2分冊で構成されています。はじめに（2-1：一般案件）を、お願いします。</p> <p>令和3年利用権促進事業地区別実績表の新規分です。</p> <p>利用権設定の契約期間10年のみで、巻地区、1件、畑、1,162㎡です。</p> <p>続きまして、利用権設定の更新分です。</p> <p>利用権設定の契約期間3年は、岩室地区、4件、田、6,984㎡、西川地区、1件、田、5,347㎡、合計5件で、田の計12,331㎡です。契約期間6年は、岩室地区、1件、田、2,619㎡です。契約期間10年は、岩室地区、1件、田、2,983㎡、中之口地区、1件、田、21,307㎡、合計2件で、田の計24,290㎡です。</p> <p>以上、更新の合計は8件、田の計39,240㎡です。</p> <p>続きまして、新潟市農用地利用集積計画の決定について（2-2：農地中間管理事業関連）の地区別実績表の新規分を説明します。</p> <p>利用権設定の契約期間6年（の区分）は、巻地区、1件、田、1,004㎡です。契約期間10年（の区分）は、西川地区、4件、田、18,161㎡、畑、372㎡、計、18,533㎡、潟東地区、2件、田、57,485㎡、中之口地区、5件、田、21,840㎡、畑、3,517㎡、計、25,357㎡、巻地区、12件、田、106,534㎡、合計23件で、田畑の計、207,909㎡です。</p> <p>以上、新規の合計は、24件、田畑の計、208,913㎡です。</p> <p>以上、（2-1：一般案件）及び（2-2：農地中間管理事業関連）いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものです。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>

	(異議なし)
議長 (農政振興部会長)	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり承認することに決定します。 なお、決定された計画は、令和3年11月15日に公告の予定です。 引き続いて、報告事項に移ります。 新潟市農用地利用配分計画 (案) について、事務局の報告をお願いします。
事務局 (農政振興係長)	新潟市農用地利用配分計画 (案) について、報告します。 利用権設定の契約期間6年は、巻地区、1件、田、1,004㎡です。契約期間10年は、西川地区、4件、田、18,161㎡、畑、372㎡、計、18,533㎡、潟東地区、2件、田、57,485㎡、中之口地区、5件、田、21,840㎡、畑、3,517㎡、計、25,357㎡、巻地区、12件、田、106,534㎡、合計23件で、田畑の計、207,909㎡です。 以上、新規の合計は、24件、田畑の計、208,913㎡です。 先ほどの議案第43号の農用地利用集積計画により、出し手から機構に貸借したもので、利用配分計画 (案) を作成した内容となっています。説明は、以上です。
議長 (農政振興部会長)	事務局の報告が終わりました。 ただ今の報告にご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長 (農政振興部会長)	皆さんから質問がありませんので、事務局提案のとおり承認と決定とします。 以上で農政振興部会所掌の議事は終了しました。議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長 (会長)	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 引き続き、その他の案件に入ります。事務局よりお願いします。
事務局 (次長)	10月の会務と11月の業務予定について報告します。 10月の会務報告はご覧のとおりです。次に11月の業務予定です。 5日は、代表者会議、12日は市内6農業委員会会長・事務局長会議が開催される予定です。代表者会議につきましては、本日、開催案内を役員、地区代表者の皆さんに配付しております。 22日は、令和3年度の新潟県農業委員会大会が、中央区万代島の朱鷺メッセで開催されます。事前にご案内しましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今回は農業委員のみの参加としますが、農業委員が参加できない場合は、代わりに推進委員の方の参加をお願いしております。参加の可否については、本日までが締め切りとなっておりますので、よろしく申し上げます。 11月の調査委員会は25日に開催する予定です。今回は第2調査委員会の委員の皆さんが担当となりますので、よろしく申し上げます。 11月の定例総会は30日に開催の予定です。時間は午後3時30分から、巻地

	<p>区公民館3階小ホールでの開催となります。いつもより開催時間が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>次に、農業者年金について、お知らせをいたします。農業者年金につきましては、各地区の加入推進部長を中心に、農業委員、推進委員の皆さんにも加入の推進に取り組んでいただいているところです。このたび、新潟県農業会議より、令和3年度の農業者年金加入推進強化月間の取り組みについて、お知らせがありました。強化月間は11月から来年2月までとなっており、この期間における重点的な取り組みをお願いしたいとのことです。また、事前に送付しました文書の中に、令和3年度農業者年金加入推進セミナーの開催についてのお知らせを同封しております。加入推進のセミナーについては、加入推進部長や女性委員の皆さんに随時実施しているところですが、本セミナーにつきましては、全国農業会議所が主催し、全農業委員及び推進委員を対象として開催するものです。日時は12月1日(水)の午後1時から、オンラインでの実施となりますので、会議用アプリ「ZOOM」により、各自のパソコンやタブレットでの参加、視聴となります。参加を希望される方は11月12日(金)までに事務局にお知らせください。その際にメールアドレスをお聞きし、後ほど入場用のURLをお渡しします。もう一つ、農業者年金に関連するお知らせですが、令和4年より若い農業者の保険料引き下げや、加入年齢の引き上げなどいくつかの制度改正が予定されております。この制度改正のポイントについて、来月の定例総会終了後に、5～10分ほど時間をいただいて、事務局より簡単にご説明したいと考えております。</p>
議長(会長)	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	(なし)
議長(会長)	特になければ、以上をもちまして10月定例総会を終了します。

閉会時間：午後3時00分

議事録に相違ないことを認める。

議長 間宮 一

署名委員 清水 和子

署名委員 土田 正志

